

換価の猶予及び徴収の猶予について

◆申請による換価の猶予◆

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります

- ① 地方税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする地方税以外の地方税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき地方税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
- ⑤ 原則として、担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「職権による換価の猶予」があります

◆徴収の猶予◆

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります

- ① 納税者に次のいずれかに該当する事実があること
 - ア 納税者がその財産につき、震災、風水害、火災等を受け、又は盗難に遭ったこと
 - イ 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - ウ 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - エ 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと
 - オ 法定納期限から1年経過後に納付税額が確定したこと
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき地方税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 納税者から徴収の猶予申請書が提出されていること
- ④ 原則として、担保の提供があること

※地方税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります

◆猶予が認められると…◆

**猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます
財産の差押や換価(公売)が猶予されます**